

鳥取県訓令第2号

農村負債整理組合法施行事務取扱手続を廃止する訓令を次のように定める。

平成20年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

農村負債整理組合法施行事務取扱手続を廃止する訓令

農村負債整理組合法施行事務取扱手続（昭和13年鳥取県訓令甲第11号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成20年3月14日から施行する。